

平成 23 年度税制改正（租税特別措置）要望事項（新設・拡充・延長）

（文部科学省）

制 度 名	中小企業等基盤強化税制（教育訓練費に係るもの）	
税 目	所得税、法人税（経済産業省との共同要望） 租税特別措置法第 10 条の 4、第 42 条の 7、第 68 条の 12 租税特別措置法施行令第 5 条の 6、第 27 条の 7、第 39 条の 42 租税特別措置法施行規則第 5 条の 9、第 20 条の 3、第 22 条の 25	
要 望 の 内 容	対象となる中小企業等の範囲等を見直した上で、適用期限を延長する。（2 年間） ※ 見直し（縮減）の内容 ※ 適用期限の延長とともに、税額控除が適用可能な教育訓練割合を、百分の〇・二五以上に見直す。また、控除を受ける金額を、教育訓練費の額の百分の十二（当該教育訓練費割合が百分の〇・四五未満であるときは、当該教育訓練費割合から百分の〇・二五を控除した割合に二十を乗じて計算した割合に百分の八を加算した割合（当該割合に小数点以下三位未満の端数があるときは、これを切り捨てた割合））に見直す。	
	平年度の減収見込額 （制度自体の減収額）	— （▲8,300 百万円）
新 設 ・ 拡 充 又 は 延 長 を 必 要 と す る 理 由	(1) 政策目的 本税制は、中小企業等における教育訓練費の一定割合について法人税額等から控除することにより、中小企業等における教育訓練費割合の増加を促し、生産性の向上を高めるとともに、社会人の学習機会を増加させるものである。 特に、社会人の学習機会の増加については、新成長戦略（平成 22 年 6 月 18 日閣議決定）において、『今すぐ我が国が注力しなければならないのは、（略）潜在的な能力を有する人々の労働市場への参画を促進し、しかも社会全体で職業能力開発等の人材育成を行う「雇用・人材戦略の推進」の推進である』とされ、また、2020 年までに実現すべき成果目標として、教育機関側の体制整備による高等教育機関への『社会人入学者数の増加』が掲げられている等、我が国の成長に欠かせない重要課題である。 このため、当省として共同要望するものである。 (2) 施策の必要性 中小企業等は、一般的に大企業と比して財務基盤が脆弱であるため、大企業に比べ人材への投資が低調であり、人材育成が困難な状況となっている。 人材育成が十分でないことによる人材能力の停滞は、生産性の停滞につながり、更なる人材投資の低下を招くという悪循環に陥ることが懸念されることから、中小企業等が、自らの経営事情に応じて継続的に人材投資を実施することを後押しし、人材能力の向上、及びこれに伴う生産性の向上という好循環の醸成を図る必要がある。 多くの人材を抱える中小企業等における人材投資の拡大は、我が国の社会人の学習機会の増加につながり、生涯学習の推進に資するものである。	

今 回 の 要 望 に 関 連 す る 事 項	合 理 性	政策体系 における 政策目的の 位置付け	政策目標 1 生涯学習社会の実現 施策目標 1-2 生涯を通じた学習機会の拡大
		政策の 達成目標	国民ひとり一人の資質・能力の向上を通じた社会全体の活性化を図る上で、生涯を通じた学習機会の拡大は不可欠である。 本税制により、一般的に大企業と比して財務基盤が脆弱であるために人材育成が困難である中小企業等における教育訓練費の割合を、大企業並の0.42%程度とすることを目標とする。
		租税特別措 置の適用又 は延長期間	平成23年4月1日～平成25年3月31日（2年間）
		同上の期間 中の達成 目標	平成24年度における中小企業等の教育訓練割合を、0.30%とする。
		政策目標の 達成状況	平成22年度に中小企業庁が実施したアンケート調査の回答企業（税制利用企業256社）データに基づき試算すると、本税制による教育訓練投資の押し上げ効果は1.31倍。 このことから、税制によるインセンティブを考慮すると、中小企業等の労務費に占める教育訓練費割合は、下記のように推移するものと推測される。 ○中小企業の教育訓練費割合の推移 平成20年 0.243% 平成21年 0.276% 平成22年 0.286% 平成23年 0.294% 平成24年 0.305% （出所：厚生労働省「就労条件総合調査」等により経済産業省試算。）
有 効 性	要望の 措置の 適用見込み	・適用見込み件数（経済産業省試算） 平成22年度：242,161件 平成23年度：179,492件 平成24年度：226,529件 ・利用可能企業数（経済産業省試算） 平成22年度：798,364件 平成23年度：591,794件 平成24年度：591,794件	
	要望の措置 の効果見込 み(手段とし ての有効性)	経済産業省の試算によれば、平成20年度に0.243%であった中小企業等の教育訓練費割合は、平成21年度には0.276%、平成22年度の見込みは0.286%と増加傾向にあることから、中小企業等における積極的な教育訓練の実施を促進する上で、本税制は効果的であると考えられる。ただし、一方で、大企業における教育訓練費割合である0.42%とは依然として開きがある。 今回の要望は、こうした状況に鑑み、中小企業等における教育訓練投資のさらなる拡大のため、税額控除の対象となる教育訓練費の要件を厳格化するものである。	

相当性	当該要望項目以外の税制上の支援措置	なし
	予算上の措置等の要求内容及び金額	なし
	上記の予算上の措置等と要望項目との関係	なし
	要望の措置の妥当性	本措置は、一般的に大企業と比して財務基盤が脆弱であるため、人材育成への支出を抑制しがちな中小企業等に対して、一定水準以上の教育訓練費の支出を促すものである。
これまでの租税特別措置の適用実績と効果に関連する事項	租税特別措置の適用実績	<ul style="list-style-type: none"> ・適用件数（経済産業省試算） 平成20年度：95,329件 平成21年度：120,313件 ・適用実績（減収額）（経済産業省試算） 平成20年度：6,802百万円 平成21年度：7,476百万円
	租税特別措置の適用による効果（手段としての有効性）	平成22年度に中小企業庁が実施したアンケート調査の回答企業（税制利用企業256社）データに基づき試算すると、本税制による教育訓練投資の押し上げ効果は1.31倍となっている。
	前回要望時の達成目標	中小企業等における人材投資の拡大を促すことにより、生産性を向上させるとともに、社会人の学習機会の増加を図る。
	前回要望時からの達成度及び目標に達していない場合の理由	前回要望時の期間中における教育訓練費割合の目標（0.25%）は達成しているが、大企業に比べ、中小企業の人材投資は依然として低い水準にあることから、教育訓練割合の最終的な目標値を大企業並の0.42%程度として設定した上で延長することとする。
これまでの要望経緯	平成17年度税制改正にて創設 平成20年度税制改正にて変更（中小企業等のみを対象とする）とともに総額型を導入 平成21年度税制改正にて延長。	